

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年9月28日

発注者

国立大学法人琉球大学長 大 城 肇

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 琉球大学(千原)基幹・環境整備(特高受変電設備等)工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 沖縄県中頭郡中城村字南上原858番地(琉球大学千原団地構内)
- (3) 工事内容 千原団地における高圧受電設備(6kV)を特別高圧受変電設備(22kV)へ更新し、自家発電設備の容量を増量し、更新する工事である。
- (4) 工 期 平成29年1月31日まで。
- (5) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)を実施する工事である。
- (6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成20年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知)及び『「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」の一部改正について』(平成21年6月2日付け21文科施第6109号文教施設企画部長通知)の対象工事とする。
- (8) 本工事は、数量公開の対象工事である。
- (9) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式参加承諾願は、4(1)に提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程(以下「実施規程」という。)第14条第1項及び第2項の各号に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における建設工事の一般競争参加資格者の資格(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。以下「一般競争参加資格」という。)のうち、電気工事において「A」等級の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づ

- き再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)
- (4) 平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、①の基準を満たす工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- ① 電圧22kV以上の特別高圧変圧器容量2000kVA以上の受変電設備設備工事を施工した実績を有すること。
- 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は、専任とする。
- ① 平成12年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
- ② 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 施工計画(簡易型)が適切であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省(「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく)又は琉球大学長から指名停止を受けていないこと。
- (8) 九州・沖縄本島内に、平成27・28年度の文部科学省における建設工事に関わる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けた、建設業法(第3条第1項)及び建設業法施行令(第1条)に基づく本社(本店)、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照。))。
- (11) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成25年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」並びに「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。

② 「加算点」の算出方法は、下記(3)①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計とする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

① 企業の技術力

- ・ 施工計画（簡易型）
- ・ 企業の施工能力
- ・ 配置予定技術者の能力

② 企業の信頼性・社会性

- ・ 法令遵守（コンプライアンス）

(4) 受注者の責により、提出された「施工計画（簡易型）」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学施設運営部施設企画課施設総務係

電話 098-895-8177

FAX 098-895-8077

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成27年9月28日から平成27年10月14日まで

上記4(1)に同じ。

入札説明書等の交付に当たっては、無料とする。入札説明書等は、国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ (<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>) の調達関連情報よりダウンロードできる。

図面等については、平成27年9月28日に上記ホームページの調達関連情報に掲

載する。但し、場合によっては実費負担で購入することもある。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成27年9月28日から平成27年10月14日まで

上記4(1)に同じ。

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

(4) 入札執行の日時及び場所

入札書は、平成27年11月10日午前12時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記4(1)に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

開札は、平成27年11月11日午前10時00分。琉球大学本部管理棟2階第一研修室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、琉球大学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人琉球大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

実施規程第20条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書の作成の可否

要。

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

- (8) 一般競争参加資格を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (9) 詳細

入札説明書による。

入 札 説 明 書

琉球大学（千原）基幹・環境整備（特高受変電設備等）工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成27年9月28日
- 2 発注者 国立大学法人琉球大学長 大城 肇
- 3 工事概要等
 - (1) 工 事 名 琉球大学（千原）基幹・環境整備（特高受変電設備等）工事
 - (2) 工事場所 沖縄県中頭郡中城村字南上原858番地（琉球大学千原団地構内）
 - (3) 工事概要 工事概要書のとおり。
 - (4) 工 期 平成29年1月31日まで。
 - (5) 使用する主要な資機材 工事概要書のとおり。
 - (6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - (7) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、施設運営部施設企画課施設総務係に紙入札方式参加承諾願（別記様式1）を提出して行うものとする。
なお、関連する建設工事は別途発注される予定である。
 - (8) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）を実施する工事である。
 - (9) 本工事は、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）及び『「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」の一部改正について』（平成21年6月2日付け21文科施第6109号文教施設企画部長通知）の対象工事とする。
 - (10) 本工事は、数量公開の対象工事である。
- 4 競争参加資格
 - (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「実施規程」という。）第14条第1項及び第2項の各号に該当しない者であること。
 - (2) 文部科学省における建設工事の一般競争参加資格者の資格（会社更生法に基づき更

生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者
にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。
以下「一般競争参加資格」という。)のうち、電気工事において「A」等級の認定を
受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づ
き再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でない
こと。

(4) 下記6（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す「施工計画（簡易型）」、「同種工
事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」~~、「工事全般の施工計画」~~の欠格
に該当しないこと。

(5) 平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、①の基準を満たす工
事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20
%以上の場合のものに限る。）。

經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上
記の施工実績を有すること。

① 電圧22kV以上の特別高圧変圧器容量2000kVA以上の受変電設備設備工
事を施工した実績を有すること。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は、専任とする。

① 平成12年度以降に、上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。經常
建設共同企業体にあつては、1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を
有していればよい。

② 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ただし、經常建設共同企業体にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が上記
の工事経験を有していればよい。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する
者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が
必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明
示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑥ 經常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者につ
いても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる
こと。

(7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省（「建設工事の請負
契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345
号文教施設企画部長通知）に基づく）又は琉球大学長から指名停止を受けていないこ
と。

(8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは
人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと

(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 九州・沖縄地域内に、平成27・28年度の文部科学省における建設工事に関わる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けた、建設業法(第3条第1項)及び建設業法施行令(第1条)に基づく本社(本店)、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。

(11) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成25年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金

等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(9)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社 テクノ工営

(2) 上記4(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」並びに「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。

② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

・加算点 = 当該提出者の各評価項目の評価点数の合計

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

・評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目は以下のとおりとする。

	評価項目		評価基準及び評価方法	評価点数	
				配点	満点
A 企業 の 技 術 力	施工計画 (簡易型)	施工上の配 慮について	適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	10	10
			適切であり、優れた工夫が見られる。	7	
			適切であり、工夫が見られる。	5	
			適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	3	
			適切であるが、加点すべき工夫が見られない。	0	
			不適切である。	欠格	
	企業の施 工能力	同種工事の 施工実績	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工 事の実績あり。	2	2
			その他の工事实績あり。	1	
			実績なし。	欠格	
		工事成績	当該工事種別の平成25年度及び26年度（過 去2年度）に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公 共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工 事成績		4
			85点以上	4	
			80点以上85点未満	2	
			75点以上80点未満	1	
			75点未満（含実績無し）	0	
			※各年度の平均点が2年連続で60点未満	欠格	

			文部科学省，所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し，過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で，引渡し後に，工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。	欠格	
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験		国，特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事において，主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験有り。	4	4
			上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験有り。	2	
			主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験有り。	1	
			経験無し。	欠格	
B 法令遵守（コンプライアンス） 企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為		あり。	- 2	0
			沖縄県における営業停止又は文部科学省の指名停止が2週間以上1ヶ月未満及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合		
			沖縄県における営業停止又は文部科学省の指名停止が1ヶ月以上2ヶ月未満及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合		
			沖縄県における営業停止又は文部科学省の指名停止が2ヶ月以上3ヶ月未満及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合		
			沖縄県における営業停止又は文部科学省の指名停止が3ヶ月以上及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合		
			なし。	0	

合計	20
----	----

(4) 受注者の責により、提出された「施工計画（簡易型）」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

7 担当部局

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
 琉球大学 施設運営部 施設企画課 施設総務係
 電話 098-895-8177
 FAX 098-895-8077

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人琉球大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていないなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：平成27年9月28日から平成27年10月14日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後5時まで。
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る）することにより行うものとする。

電子入札における申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり申請書の内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、次に掲げるところに従い、別記様式2により作成すること。

(3) 資料は次に掲げるところに従い作成すること。

なお、②の同種の工事の施工実績については、平成12年度以降及び④の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成12年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

また、②及び④の同種の工事の施工実績（経験）として記載した工事に係る**契約書の写し、図面（記載した工事の内容が判断できる平面図等（数枚程度でよい））の写し及びCORINSの写し**を提出すること。

- ① 施工計画（別紙1）

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる施工計画の技術的事項に対する所見を記載すること。

② 施工実績（別紙2）

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

なお、6(3)表中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年 法律第127号）に第2条第1項により規定する法人をいう。

③ 工事成績（別紙3）

平成25年度及び平成26年度の工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

なお、工事成績の合計及び平均点の算出対象となる工事の業種は、電気工事のみとする。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、平成25年度及び平成26年度に完成した全ての工事の通知書が提出されなかった場合には、落札の取消、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

- ・6(3)表中における工事成績において、2年連続で年度の平均点が60点未満である場合。

また、平成25年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。

なお、6(3)表中の「工事成績相互利用登録発注機関」とは、別表1に記述する法人である。

④ 配置予定の技術者（別紙4）

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、4(5)に掲げる同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。ただし、経常建設企業体にあつては、同種の工事の経験については1者の主任技術者又は監理技術者について記載すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することが出来ないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、6(3)表中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年 法律第127号）に第2条第1項により規定する法人をいう。

⑤ 事故及び不誠実な行為（別紙5）

全国又は九州・沖縄地区において、文部科学省又は国立大学法人琉球大学長から指名停止措置を受けたもの及び沖縄県内において営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後6ヵ月以内（平成27年5月

10日以降に終了)のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年10月26日までに電子入札システム(紙により申請した場合は、紙)により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 国立大学法人琉球大学長(担当者を含む)は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ。
- ⑥ 申請書等の提出書類の容量が大きく、電子入札システムを利用してファイルを提出することが出来ない場合は、提出書類全てを提出期限までに必着で郵送(書留郵便に限る。)又は持参すること。

なお、この場合は、申請書等の提出書類に代えて、郵送又は持参する旨を記載した書類(様式は自由)を電子入札システムを利用して提出すること。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人琉球大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成27年11月2日 午後5時
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：書面により、琉球大学長に対して説明を求めることができる。

(2) 国立大学法人琉球大学長は、説明を求められたときは、平成27年11月10日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問応答は、次により行う。

- ① 提出期間：平成27年9月28日から平成27年10月26日まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前10時から午後5時まで。
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：質問の有無に関わらず、FAX又は持参し提出すること。また、質問がある場合は、FAXで送信済みの本紙を郵送又は持参し提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は上記7の掲示板及び国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ(<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>)の調達関連情報にて閲覧に供する。

- ① 期間：平成27年10月30日から平成27年11月10日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)の午前10時から午後5時まで。

11 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：平成27年11月2日の午前10時から平成27年11月10日の午前12時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）
- (2) 入札場所：上記7に同じ。
- (3) 開札日時：平成27年11月11日 午前10時00分
- (4) 開札場所：〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学本部管理棟2階第一研修室
- (5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、国立大学法人琉球大学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、国立大学法人琉球大学長の承諾を得た場合は、上記7に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、直ちに再度の入札を行うことができないときは、国立大学法人琉球大学長が指定する日時において再度の入札を行う。
- (5) 電子入札システムでの再度入札書の受付時間は30分間を基準として設定する。なお、再度入札書受付開始予定日時等、各日時情報は電子入札システムの再入札通知書により行う。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1)-1 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、競争加入者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額

(税込み)に満たない者若しくは保証金額が入札金額(税込み)の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- ① 提出期間：平成27年10月27日から平成27年11月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。
- ② 提出場所：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：書類の提出は、持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送する(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)ことにより行うものとする。
- ④ 保証期間：平成27年12月11日まで
- ⑤ 入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争加入者の入札を無効とする。

1 未納付であると認められる場合(未納付であると同視できる場合を含む。)	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合 (2) 他の工事の入札保証金である場合 (3) 入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合 (2) 押印が欠けている場合 (3) 様式を満たしていない場合 (4) 白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 入札案件名に誤りがある場合 (3) 納付業者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合	

⑥ その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、競争加入者の負担とする。

(1)-2 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査(以下「特別重点調査」という。)の結果、落札者となる場合の増額変更の取扱いについて金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者(書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る)であって、特別重点調査を受け、国立大学法人琉球大学長より指示があった者は、別途定める期限までに、予約に係る保証金額が入札金額(税込み)の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行うこと。なお期限までに増額変更を行わなか

った場合には、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上（特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上）とする。

また、国立大学法人琉球大学長は、必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債（以下「入札保証金等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部に振り替えるものとする。この場合、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金等の額を控除した金額とする。

14 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、国立大学法人琉球大学長（補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表2各項に該当する場合については、競争加入者心得（入札保証金納付版）第31第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。入札後、落札業者が不良・不的確な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 支出負担行為担当官の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、国立大学法人琉球大学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時

に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊競争加入者心得等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人琉球大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記 4 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

また、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 21 年 3 月 31 日大臣官房文教施設企画部長通知）及び『「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」の一部改正について』（平成 21 年 6 月 2 日付け 21 文科施第 6109 号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受ける入札者が提出期限までに別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成した資料等の提出を行わない場合、資料等の提出後における入札者の責任者からの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第 35 に違反するものとして、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。

17 落札者の決定方法

(1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第 20 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人琉球大学会計実施規程第 31 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、国立大学法人琉球大学会計実施規程第 32 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の 1 を参照すること。

18 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、入札価格が最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費

については75 %，共通仮設費については70 %，現場管理費については70%，一般管理費等については30 %のいずれかに該当）を下回る入札をした者については，特別重点調査を実施する。

また，特別重点調査においては，最低基準価格を下回り，かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。特別重点調査の詳細については，別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。

19 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後，CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には，契約を結ばないことがある。なお，病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は，申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により，やむを得ず配置技術者を変更する場合は，上記4(5)に掲げる基準を満たし，かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により，契約書を作成するものとする。

国立大学法人琉球大学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ，当該契約は確定しないものとする。

21 支払条件

請負代金は，請求に基づき3回以内に支払うものとする。（前払い金及び中間前払金を含む）

22 工事保険

受注者は，工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

23 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち，落札者の決定結果に対して不服がある者は，落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に，書面により，国立大学法人琉球大学長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

① 提出先：上記7に同じ。

② 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

(2) 国立大学法人琉球大学長は，説明を求められたときは，説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

24 再苦情申立て

(1) 国立大学法人琉球大学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は，上記9(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により国立大学法人琉球大学長に対して，再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申し立てについては，入札監視委員会が審議を行う。

(2) 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

26 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。競争加入者心得等は国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ(<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>)にて閲覧するものとする。ホームページが閲覧出来ない場合は、上記7にて受領すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

(5) 本工事に経常建設共同企業体又は事業共同組合として、申請を行った場合は、単体有資格者として申請を行うことはできない。

(6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

(7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。

(8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

① 提出期間：平成27年9月28日から平成27年10月26日(必着)まで。

持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前10時から午後5時まで。

② 提出先：上記7に同じ。

③ 提出方法：郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出するものとする。

- ④ 様式 : 質問書と同じ。
 - ⑤ 回答書 : 数量に対する質問書への回答書は、上記7の掲示板及び国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ (<http://www.sisetu.jim.u-ryuky.ac.jp/>) の調達関連情報にて閲覧に供する。
 - ⑥ 回答期間 : 平成27年10月30日から平成27年11月10日まで日曜日、土曜日及び祝日を除く) の午前10時から午後5時まで。
- (10) 上記18に示した特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、琉球大学工事請負契約要領 別記第1号の工事請負契約基準第4第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。
- (11) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は次のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話 : 050-5546-8368
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているカードの認証機関
ただし、技術提案書、応札等の締め切り時間が切迫している場合など、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。
- (13) 図面等については、平成27年9月28日に上記ホームページの調達関連情報に掲載する。但し、場合によっては実費負担で購入することもある。

別表1

工事成績相互利用登録機関（平成27年3月20日現在）

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課、及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、入国管理局、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び北海道開発局営繕部 航空局航空安全・保安対策課(旧技術企画課、旧建設課を含む。)、地方航空局空港部建築室(旧土木建築課を含む。)及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官(旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。)
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部(局)(環境省から施行委任したものに限り)
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局(旧防衛施設局を含む。)及び帯広、東海、熊本各防衛支局(旧防衛施設支局を含む。)

別表 2

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は競争参加資格確認通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

数量公開の説明書

工事名： 琉球大学（千原）基幹・環境整備（特高受変電設備等）工事

1. 数量公開とは

工事における数量公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を、入札参加者等に対し参考資料として公開、提供するものである。

2. 提供する数量書について

- ・~~数量公開にあたり提供する数量書は紙媒体とする。~~
- ・数量公開にあたり提供する電子データは次のとおりとする。
 - ①「数量公開の説明書」PDF形式 ※本紙
 - ②~~「数量書」Microsoft Excel形式~~
 - ③~~「数量書」CSV形式~~

3. 数量の取扱いについて

数量書は、発注者の工事に関する積算の透明性、客観性、妥当性の確保とともに、入札参加者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化に資するために公開、提供するものであり、琉球大学が定めた工事請負契約要領 別記第1号の工事請負契約基準第1に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取扱うこととする。

4. 数量書について

(1) 数量書の内容及び公開範囲

数量書は、予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

また、工事費内訳書において、数量を一式としている項目の数量を記載した明細書についても、同様の扱いとする。

ただし、軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した明細書については除くものとする。

(2) 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、次の基準に基づき作成している。

~~公共建築工事内訳書標準書式（建設工事編）（統一基準）~~

・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（統一基準）

(3) 数量書の数量

数量書の数量は、次の基準に基づき作成している。

~~公共建築数量積算基準（統一基準）~~

・公共建築設備数量積算基準（統一基準）

(4) 数量書の共通費積算

数量書における共通費積算は、次の基準に基づき作成している。

・公共建築工事積算基準（統一基準）

5. 数量書に対する質問について

- (1) 本数量書に対して質問がある場合においては、入札説明書の「26その他(9)」に従い質問書を提出すること。ただし、入札説明書等に対する質問書とは区別した質問書とすること。

なお、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、入札説明書の「26その他(9)」に従い閲覧に供する。

別記様式 1

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 琉球大学（千原）基幹・環境整備（特高受変電設備等）工事
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件であります。今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用した参加が出来ないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人琉球大学長
大 城 肇 殿

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

国立大学法人琉球大学長
大 城 肇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成27年9月28日付けで公告のありました 琉球大学（千原）基幹・環境整備（特高受変電設備等）工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書8(3)①から⑤に定める内容を記載した書面（別紙1～6）
- 2 上記内容を証明する図面，CORINS等の写し

以上

注) なお、返信用封筒として、表に申請書の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を申請書とあわせて提出してください。ただし、電子入札システムで申請を行った場合は、不要です。

施 工 計 画 (簡易型)
(琉球大学 (千原) 基幹・環境整備 (特高受変電設備等) 工事)
会社名： _____

①施工上配慮すべき事項について

【目的】

本工事は、既存の高圧受電設備(6.6kV)を特別高圧受変電設備(22kV)へ更新し、高圧配電盤・非常用発電設備等の更新及び高圧ケーブルの切替を行う工事である。電気設備は教育・研究活動に欠くことのできない重要な設備であり、停電は本学の教育研究活動の支障となることから、停電回数・時間の短縮及び安全かつ確実に施工するための体制と方策について具体的な所見を求めるものである

※本学が想定する停電作業 (参考)

- ・ステップ°1 H28年4月 約8時間 (個別停電：所内のみ)
- ・ステップ°3-1 H28年8月 約4時間 (全体停電：切替盤接続、ケーブル接続替)
- ・ステップ°3-2 H28年8月 約4時間×6回 } (個別停電：フィーダー毎のケーブル
- ・ステップ°4 H28年8月 約4時間 } 接続替)
- ・ステップ°6 H28年11月 約4時間 (全体：総合調整試験)

【提案内容】

注1 本項目については合計でA4版1頁以内で簡潔に記述すること(枚数には注2の説明図は含まない)。

注2 必要に応じて説明図(A4版とし、ページ番号、会社名、評価項目を記載のこと)を添付すること。

注3 本項目については、全者が提案すること。

注4 提案内容は具体的なものとし、5提案までとする。

同種工事の施工実績
 (琉球大学 (千原) 基幹・環境整備 (特高受変電設備等) 工事)
 会社名 : _____

競争参加資格		<p>平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、①の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。</p> <p>① 電圧22kV以上の特別高圧変圧器容量2000kVA以上の受変電設備設備工事を施工した実績を有すること。</p>
工 事 名 称 等	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(千円単位)
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
工 事 概 要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	(㎡)
	工事内容	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電圧〇〇kV、変圧器容量〇,〇〇〇kVAの配電設備工事 <p>※ 競争参加資格の条件を満たす工事内容であることがわかるように記載すること。</p>
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) ・ 無

工 事 成 績

(琉球大学 (千原) 基幹・環境整備 (特高受変電設備等) 工事)

会社名 : _____

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、工事成績の平均点を算出する。

工事成績相互利用登録発注機関	実績なし 実績なしの場合は○で囲む	
	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
a : 各年度の工事件数	a 1 =	a 2 =
b : 各年度の工事成績の合計点数	b 1 =	b 2 =
x : 各年度の平均点 $X = b / a$	x 1 =	x 2 =
y : 過去 2 年間の平均点 $y = (b 1 + b 2) / (a 1 + a 2)$	y =	

注 1 各年度の平均点及び過去 2 年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

注 2 工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成 2 5 年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有 ・ 無
--------------	-------

○事 例

工事名	発注者		
完成年月日	平成 年 月 日	引渡年月日	平成 年 月 日
具体的な内容 (発生時期, 発生場所, 内容, 原因, 対応状況等)			

注 1 「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

配置予定技術者の資格及び工事経験
 (琉球大学 (千原) 基幹・環境整備 (特高受変電設備等) 工事)
 会社名: _____

氏名	主任 (監理) 技術者	
法令による資格・免許	(例) 1級電気工事施工管理技士 (取得年及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年及び登録番号)	
競争参加資格	平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、①の基準を満たす工事を施工した実績を有すること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) ① 電圧22kV以上の特別高圧変圧器容量2000kVA以上の受変電設備設備工事を施工した実績を有すること。	
工事経験の概要	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(千円単位)
	工期	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	
工事内容	(記載例) ・電圧〇〇kV、変圧器容量〇,〇〇〇kVAの配電設備工事 ※ 競争参加資格の条件を満たす工事内容であることがわかるように記載すること。	
CORINS登録	有(CORINS登録番号)・無	
配置予定主任 (監理) 技術者の現在の他工事従事状況	工事名	
	工期	

事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為
(琉 球 大 学 (千 原) 基 幹 ・ 環 境 整 備 (特 高 受 変 電 設 備 等) 工 事)
会 社 名 : _____

1. 営業停止

沖縄県内において受けた営業停止措置のうち、平成27年5月10日（開札日の6ヶ月前）以降に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通省九州地方整備局	(記載例) 平成27年5月23日から平成27年8月22日 (3ヵ月)

2. 指名停止

全国又は九州・沖縄地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち、平成27年5月10日（開札日の6ヶ月前）以降に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関	指名停止の期間
(記載例) 文部科学省	(記載例) 平成27年5月23日から平成27年8月22日 (3ヵ月)

注 営業停止及び指名停止の通知書の写しを添付すること。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下実施規程）第31条に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、実施規程第32条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1)（統一基準における）直接工事費の額に10分の9.35を乗じて得た額
- (2)（統一基準における）共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3)（統一基準における）現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4)（統一基準における）一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、実施規程第32条の規定に基づき調査を実施する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

4 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各

費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査の要否を判断する。

ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳は公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき作成すること。

5 3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
- (12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14-3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14-4）
- (22) 誓約書（様式15）

(23) 施工体制台帳（様式 16）

(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）

6 必要に応じ、5 以外の説明資料の提出を求めることがある。

7 特別重点調査の対象者は、5 及び 6 の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

8 5 の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、5 の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として 1 回に限り再提出等を行うことができる。

9 5 の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10 特別重点調査は、「最高の評価値」をもって入札した者のほか、4 の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11 5 及び 6 の資料を期限までに提出しない場合又は 9 の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第 35 の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、請負者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。）別表第二第 15 号に該当することがある。

12 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は 13 に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

13 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

14 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式 15 による誓約書など関係情報の通報を行う。

また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受

注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室において、掲示し又は閲覧に供する方法により（閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。）公表する。

15 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第4第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

16 特別重点調査の結果は、公表することがある。

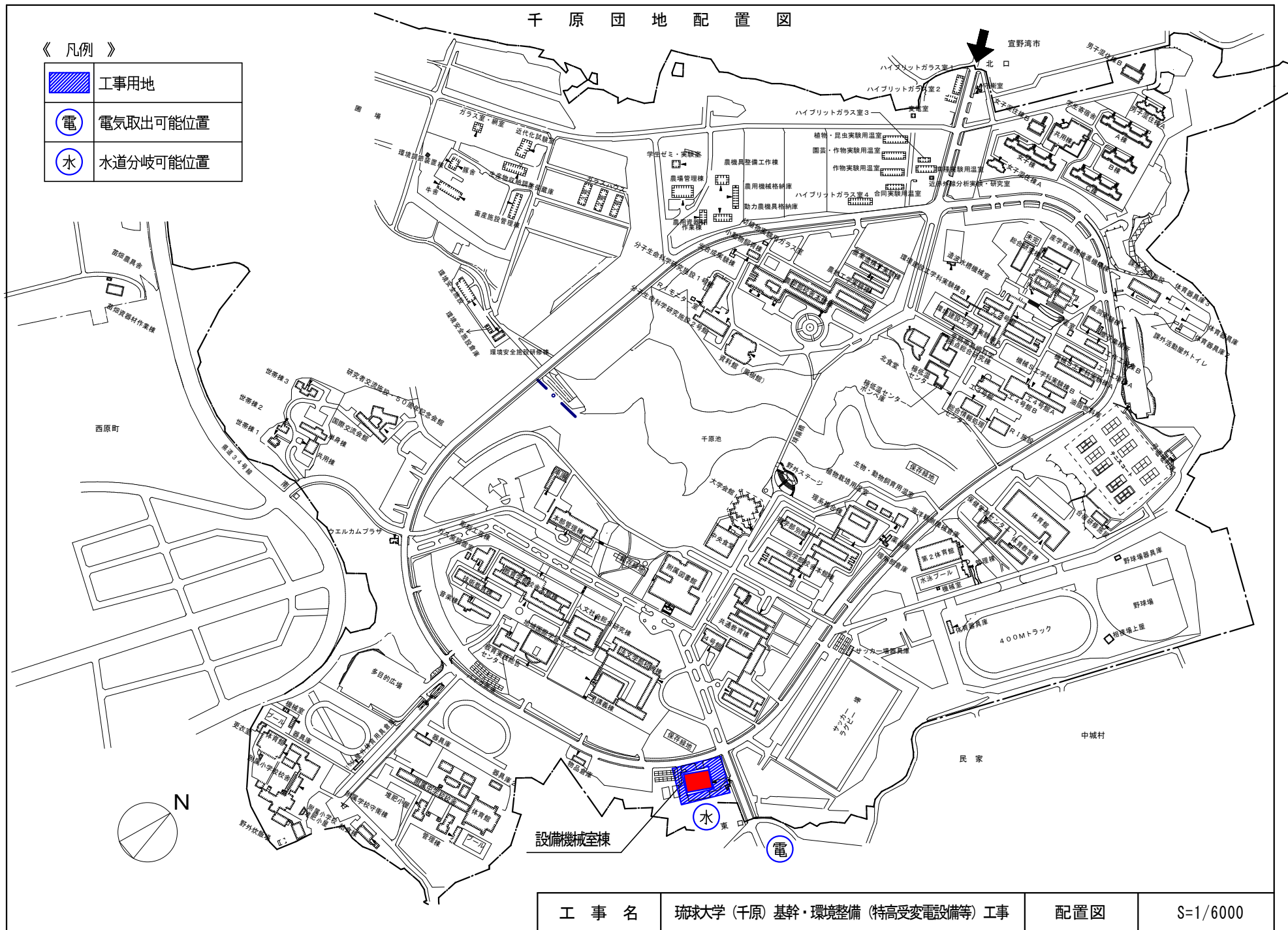
電 気 設 備 工 事 概 要 書

年 度	平成 27 年度			配置・案内図等	別図による																		
工 事 名	琉球大学(千原)基幹・環境整備（特高受変電設備等）工事			本件に関する照会先	琉球大学施設運営部 施設企画課施設総務係 玉城・新垣 TEL 098-895-8177 , FAX 098-895-8077																		
工 事 場 所	沖縄県中頭郡中城村字南上原 8 5 8 番地 (琉球大学千原団地構内)																						
完 成 期 限	平成 29 年 1 月 3 1 日 (火)																						
工 事 概 要	工 事 範 囲 表	棟 名 称	設備機械室棟																				
		工 事 種 別	改修	—	—																		
		構 造 ・ 階 数	R 2	—	—																		
		建 築 面 積	738㎡	—	—																		
		延 面 積	908㎡	—	—																		
		改修延面積	908㎡	—	—																		
	建築、機械設備工事は別途工事とする。																						
主 要 工 事 内 容 等	工事内容	千原団地における既設高圧受電設備(6.6kV, 1回線受電)を特別高圧受電設備(22kV, 2回線)に更新し、高圧配電盤・発電設備の更新及び設備機械室棟電気設備の改修を行う。																					
	主要資機材	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1. 特別高圧受変電設備</td> <td>22kV 4,000kVA×2</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧配電設備</td> <td>2段積み×18面</td> </tr> <tr> <td>3. 発電設備</td> <td>非常用ディーゼル350KVA</td> </tr> <tr> <td>4. 電力監視制御</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>5. 電灯設備</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>6. 動力設備</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>7. 構内交換設備</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>8. 火災報知設備</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>9. 構内配電線路</td> <td>〃</td> </tr> </table>				1. 特別高圧受変電設備	22kV 4,000kVA×2	2. 高圧配電設備	2段積み×18面	3. 発電設備	非常用ディーゼル350KVA	4. 電力監視制御	一式	5. 電灯設備	〃	6. 動力設備	〃	7. 構内交換設備	〃	8. 火災報知設備	〃	9. 構内配電線路	〃
1. 特別高圧受変電設備	22kV 4,000kVA×2																						
2. 高圧配電設備	2段積み×18面																						
3. 発電設備	非常用ディーゼル350KVA																						
4. 電力監視制御	一式																						
5. 電灯設備	〃																						
6. 動力設備	〃																						
7. 構内交換設備	〃																						
8. 火災報知設備	〃																						
9. 構内配電線路	〃																						

千原団地配置図

《 凡例 》

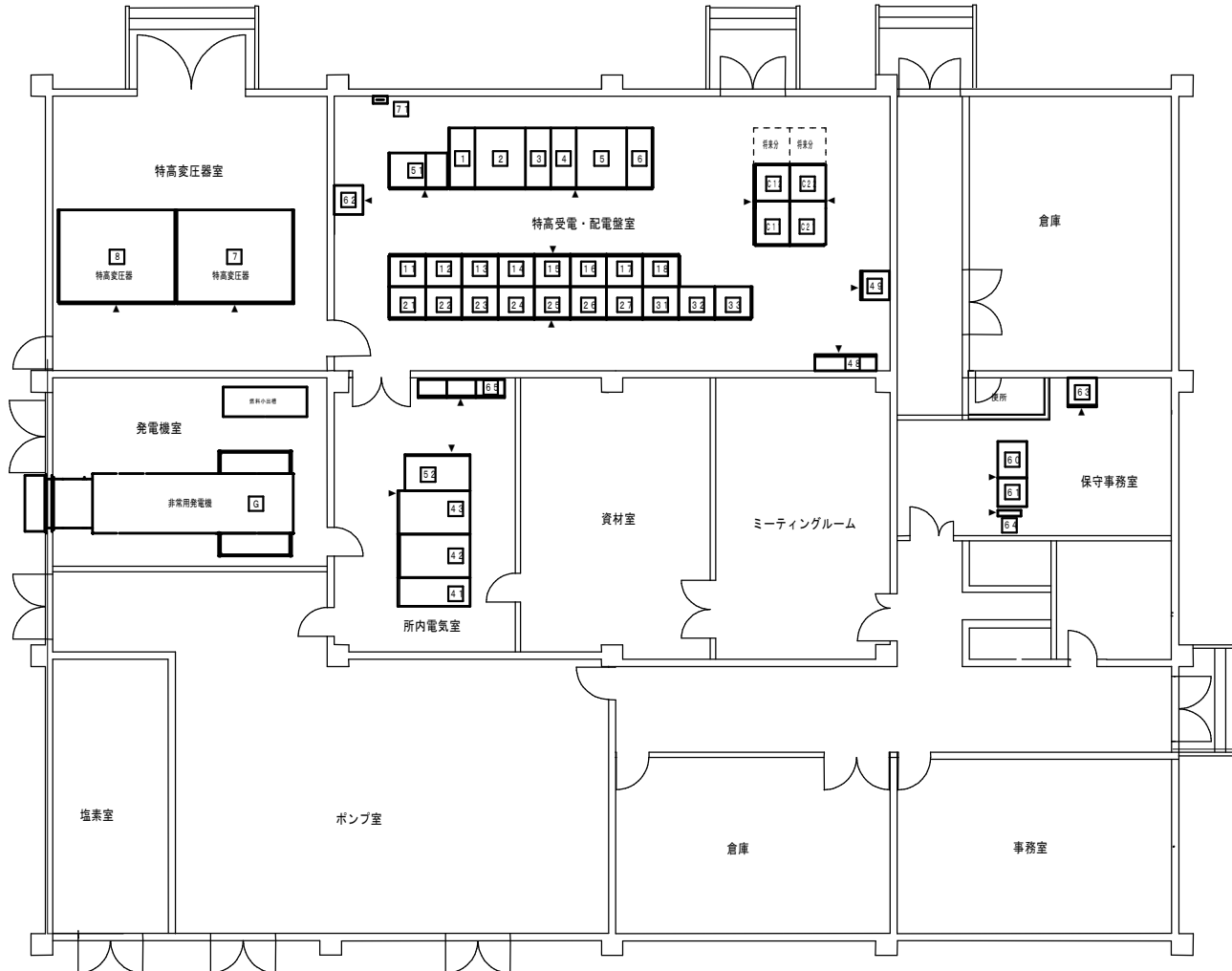
	工事用地
	電気取出可能位置
	水道分岐可能位置



工事名	琉球大学(千原)基幹・環境整備(特高受変電設備等)工事	配置図	S=1/6000
-----	-----------------------------	-----	----------



地下タンク



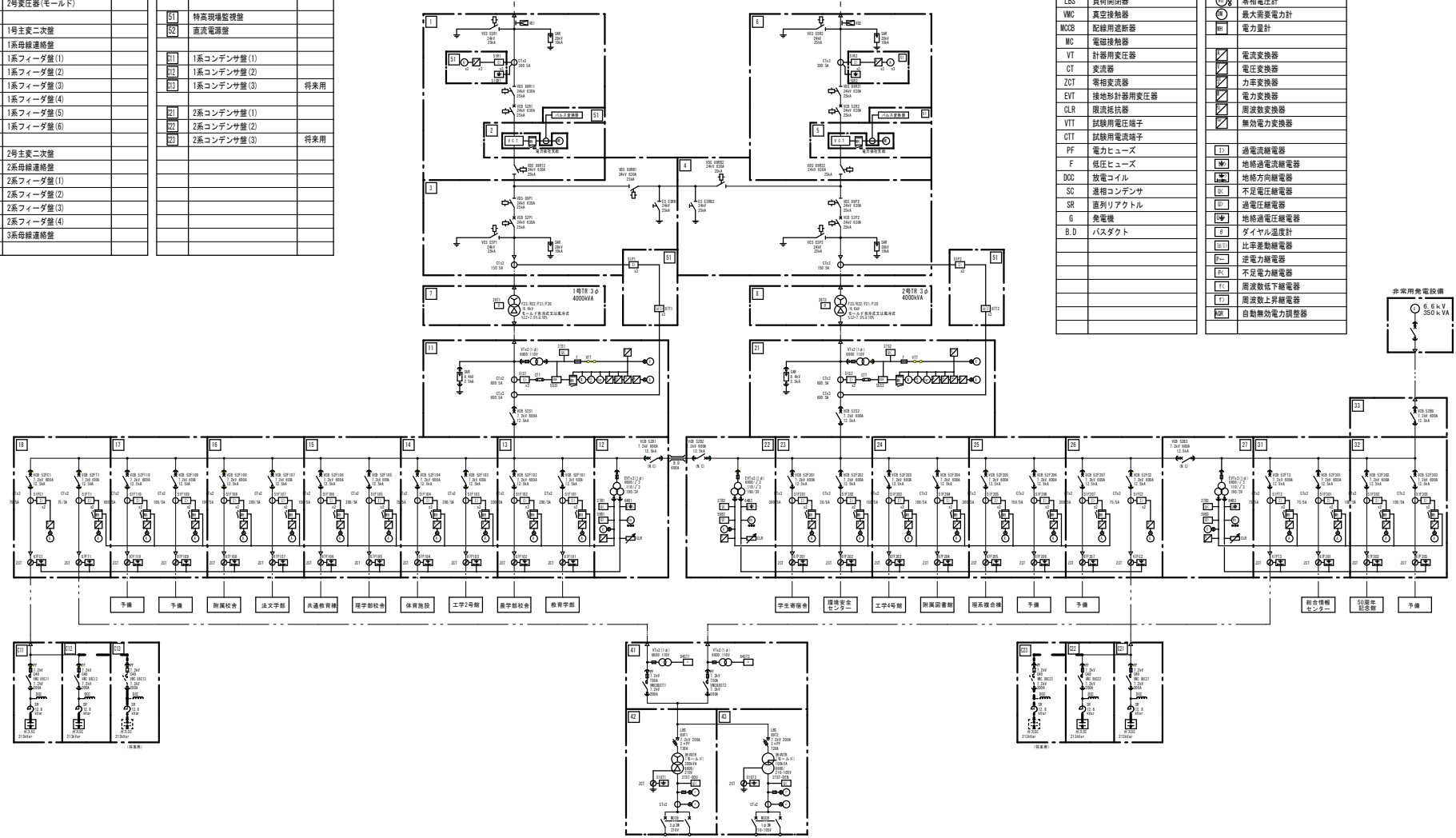
1階平面図 S=1/200

盤番号	名称	備考
1	本線受電盤	
2	本線VCT盤	
3	1号主変一次盤	
4	2号主変一次盤	
5	予備線VCT盤	
6	予備線受電盤	
7	1号変圧器(モールド自冷式)	
8	2号変圧器(モールド自冷式)	
11	1号主変二次盤	
12	1系母線連絡盤	
13	1系フィード盤(1)	
14	1系フィード盤(2)	
15	1系フィード盤(3)	
16	1系フィード盤(4)	
17	1系フィード盤(5)	
18	1系フィード盤(6)	
21	2号主変二次盤	
22	2系母線連絡盤	
23	2系フィード盤(1)	
24	2系フィード盤(2)	
25	2系フィード盤(3)	
26	2系フィード盤(4)	
27	3系母線連絡盤	
31	3系フィード盤(1)	
32	3系フィード盤(2)	
33	発電機連絡盤	
41	所内一次切換盤	
42	動力変圧器盤	
43	電灯変圧器盤	
48	ケーブル絶縁自動測定装置	
49	ケーブル絶縁中央監視装置	
51	特高現場監視盤	
52	直流電源盤	
60	オペレーションコンソール1	
61	プリンタ	
62	オペレーションコンソール2	
63	サーバステーション	
64	無停電電源装置	
65	リモートステーション	
611	1系コンデンサ盤(1)	
612	1系コンデンサ盤(2)	
621	2系コンデンサ盤(1)	
622	2系コンデンサ盤(2)	
6	非常用発電機	
71	接地端子盤	

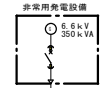
盤番号	名称	備考	盤番号	名称	備考
1	本線受電盤		31	3系フィーダ盤(1)	
2	本線VCT盤		32	3系フィーダ盤(2)	
3	1号主要一次盤		33	発電機連絡盤	
4	2号主要一次盤		41	所内一次切替盤	
5	予備線VCT盤		42	動力変圧器盤	
6	予備線受電盤		43	電灯変圧器盤	
7	1号変圧器(モールド)				
8	2号変圧器(モールド)				
			51	特高現場監視盤	
11	1号主要二次盤		52	直流電源盤	
12	1系母線連絡盤				
13	1系フィーダ盤(1)		11	1系コンデンサ盤(1)	
14	1系フィーダ盤(2)		12	1系コンデンサ盤(2)	
15	1系フィーダ盤(3)		13	1系コンデンサ盤(3)	将来用
16	1系フィーダ盤(4)				
17	1系フィーダ盤(5)		21	2系コンデンサ盤(1)	
18	1系フィーダ盤(6)		22	2系コンデンサ盤(2)	
			23	2系コンデンサ盤(3)	将来用
21	2号主要二次盤				
22	2系母線連絡盤				
23	2系フィーダ盤(1)				
24	2系フィーダ盤(2)				
25	2系フィーダ盤(3)				
26	2系フィーダ盤(4)				
27	3系母線連絡盤				

沖縄電力(株)
南上原SS
本線
3φ3W 22kV 60Hz

沖縄電力(株)
西原SS
予備線
3φ3W 22kV 60Hz



記号	名称	記号	名称
VCT	取引計器用変成器	○	電流計
VD	電圧検出器	⊙	電圧計切替スイッチ
ES	接地閉閉器	⊖	電圧計
VES	真空接地閉閉器	⊕	電圧計切替スイッチ
VDS	真空遮断器	⊙	力率計
VDB	真空遮断器	⊙	電力計
TR	変圧器	⊙	周波数計
SAR	遮断器	⊙	無効電力計
LBS	負荷閉閉器	⊙	零相電圧計
VWC	真空接点器	⊙	最大需要電力計
MOXB	配線用遮断器	⊙	電力計
MC	電磁接点器	□	電流変換器
VT	計器用変圧器	□	電圧変換器
CT	変流器	□	力率変換器
ZOT	零相変流器	□	電力変換器
EVT	接地形計器用変圧器	□	周波数変換器
CLR	浪流抵抗器	□	無効電力変換器
VIT	試験用電圧端子	□	過電流継電器
CTI	試験用電流端子	□	地絡過電流継電器
PF	電力ヒューズ	□	地絡方向継電器
F	低圧ヒューズ	□	不足電圧継電器
DOC	地絡コイル	□	電圧継電器
SC	進相コンデンサ	□	過電圧継電器
SR	蓄りリアクトル	□	地絡過電圧継電器
G	発電機	□	ダイヤル温度計
B.D	バスダクト	□	比率差動継電器
		□	逆電力継電器
		□	不足電力継電器
		□	周波数低下継電器
		□	周波数上昇継電器
		□	自動無効電力調整器



工事名	琉球大学(千原)基幹・環境整備(特高受変電設備等)工事	単線接続図	—
-----	-----------------------------	-------	---

工事請負契約書

工事名 : 琉球大学(千原)基幹・環境整備(特高受変電設備等)工事

請負代金額 : 金 円也

(うち消費税額及び地方消費税額は金 円とする。)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人琉球大学 学長 大城 肇 と 受注者 ○○会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の図面、仕様書及び技術提案書に基づいて、工事を完成するものとする。
- 第2条 工事は沖縄県中頭郡中城村字南上原858番地(琉球大学千原団地構内)において施工する。
- 第3条 着工時期は、平成27年 月 日とする。
- 第4条 完成期限は、平成29年1月31日とする。
- 第5条 契約保証金は、請負代金の10分の1以上の契約保証金を納めるものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。
- 第7条 請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求に基づき3回以内に支払うものとする。
- 第8条 請負代金については、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証券を受理後、本学の定める日に支払うものとする。
- 第9条 請負代金については、工期が2分の1を経過し、工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であり、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事がすべて行われたときは、金 円以内の額を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証券を受理後、本学が定める日に支払うものとする。
- 第10条 請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)の請求書は、琉球大学施設運営部環境整備課に送付するものとする。
- 第11条 完成通知書は、琉球大学施設運営部環境整備課に送付するものとする。
- 第12条 前払金及び中間前払金を除く請負代金の支払いは、検査終了後、本学が定める日に支払うものとする。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではない。
- 第13条 解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。
- 第14条 この契約についての一般的約定事項は、琉球大学が定めた工事請負契約要領別記第1号の工事請負契約基準によるものとする。
- 第15条 別記の工事請負契約基準第34第8項、第40第2項、第40第3項及び第46第3項中の遅延利息率は、「年2.9%」である。
- 第16条 この契約について、発注者、受注者間に紛争が生じたときは、琉球大学所在地を所轄区域とする那覇地方裁判所に調停を依頼するものとする。
- 第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 月 日

発注者 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学長 大城 肇

受注者 沖縄県

(別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増設・修繕・模様替)

1. 分別解体等の方法

工程との作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 金 _____ 円(税抜き)

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) 金 _____ 円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。